

大和市企業活動振興条例

(目的)

第1条 この条例は、企業活動の振興についての基本理念、市の責務、企業の役割及び施策の基本となる事項を定めることにより、企業活動の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利を目的として本市に事業所を設け、又は設けようとする法人又は個人をいう。
- (2) 立地 企業が、市内において固定資産の取得又は賃借（以下「取得等」という。）をして新設、増設、移設、建替え又は設備投資をすることをいう。
- (3) 新設 市内に事業所を有しない企業が、市内において新たに操業を開始することをいう。
- (4) 増設 市内に事業所を有する企業が、事業の拡大を図る目的で事業所の範囲を広げることをいう。
- (5) 移設 市内に事業所を有する企業が、事業の拡大を図る目的で既存の事業所を市内の別の場所に移転することをいう。
- (6) 建替え 市内で事業所を有する企業が、事業の拡大を図る目的で既存の事業所を同一敷地内で建て替えることをいう。
- (7) 設備投資 市内で事業所を有する企業が、事業の拡大を図る目的で事業所の設備を拡大し、又は更新することをいう。
- (8) 投下資本額 企業が立地をするために要した費用の総額から国、他の地方公共団体その他公共的団体からの補助金として交付される額を控除したものをいう。

(基本理念)

第3条 企業活動の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 企業活動が地域社会において重要な役割を果たしていることに鑑み、市内企業の操業継続並びに本市の特性を生かした企業の誘致及び創業が推進されること。

(2) 企業における働きやすい職場づくり及び従業員の健康づくり並びに地域貢献の取組が推進されること。

(3) 企業及び市が協力し、連携して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、企業活動の振興に関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、本市の特性を踏まえるとともに、企業、国、他の地方公共団体、関係団体、市民等と協力しなければならない。

(企業の役割)

第5条 企業は、基本理念にのっとり、経営基盤の強化及び就業環境の改善に努めるものとする。

2 企業は、市が実施する企業活動の振興に係る施策に協力するよう努めるものとする。

3 企業は、周辺地域との調和を図り、災害時の対応等、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(奨励措置)

第6条 市長は、企業活動の振興を図るため、次条の要件を満たす企業に対し、奨励措置として予算の範囲内において奨励金を交付するものとする。この場合において、次項第1号から第3号までに掲げる奨励金は、5年以内に分割して交付することができる。

2 前項の奨励金の対象及び内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 新規立地奨励金 新設する企業に対して交付するもの

(2) 事業拡大奨励金 第8条の規定による事業計画の提出時点において、市内において継続して3年以上事業を行っている企業であって、増設、移設又は建替えを行うものに対して交付するもの

(3) 設備投資奨励金 第8条の規定による事業計画の提出時点において、市内において継続して3年以上事業を行っている企業であって、設備投資を行うものに対して交付するもの

- (4) 投資促進奨励金 前3号に掲げるいずれかの奨励金の交付を受けた企業に対して当該企業が新規に取得した当該立地に係る固定資産（土地を除く。）に課せられる固定資産税及び家屋に課せられる都市計画税それぞれの相当額を合算した額に応じて交付するもの
- (5) 賃貸オフィスビル等入居奨励金 市内の賃貸オフィスビル等のうち、床面積1,000平方メートル以上を新たに賃借する企業であって、1年以上当該賃貸オフィスビル等で事業を行ったものに対して交付するもの
- (6) 健康企業奨励金 第8条の規定による事業計画の提出時点において、市内において継続して3年以上事業を行っている企業であって、社員の健康増進に取り組んでいるとして市長が認定したのものに対して交付するもの

3 前項の奨励金の算定基準、上限額等は、別表のとおりとする。

(奨励措置を受けることができる企業の要件)

第7条 前条の奨励措置を受けることができる企業の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかの事業を行う企業であること。

ア 製造業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類Eに分類されている事業をいう。）

イ 情報通信業（日本標準産業分類に掲げる大分類Gに分類されている事業をいう。）

ウ 自然科学研究所（日本標準産業分類に掲げる小分類711に分類されている事業をいう。）

(2) 投下資本額が10,000,000円以上であること（前条第2項第5号及び第6号に掲げる奨励金を除く。）。

(3) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

(事業計画の認定)

第8条 第6条の奨励措置を受けようとする企業は、あらかじめその対象となる事業に係る計画（以下「事業計画」という。）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の提出があったときはその内容を審査し、認定の適否を決定するとともに、その旨を当該企業に通知するものとする。
- 3 前2項の規定により認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）は、速やかに事業計画に係る事業に着手しなければならない。

（操業継続義務）

第9条 認定企業は、奨励金の交付を受けた日（第6条第1項後段の規定により、奨励金を分割して交付することとした場合は、最後に交付された日。次条において「交付日」という。）から5年以上市内において操業を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

（認定の取消し等）

第10条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第7条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第8条の認定を受けるに当たり、虚偽又は不正な行為が明らかになったとき。
- (3) 交付日から5年を経過する前に当該事業の廃止又は市外への移転が確認されたとき（前条ただし書の場合を除く。）。
- (4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した企業に対し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第2項第4号、第7条第2号及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に事業計画を提出した事業に係る奨励金について適用し、同日前に事業計画を提出した事業に係る奨励金については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

奨励金の種類	算定基準	上限額	期間等
(1) 新規立地奨励金	新規取得した固定資産（土地を除く。）の固定資産税及び都市計画税	100,000,000円	1回
(2) 事業拡大奨励金	の見込額に6（ロボット産業にあつては、12）を乗じて得た額	100,000,000円	都度
(3) 設備投資奨励金		50,000,000円	都度
(4) 投資促進奨励金	新規取得した固定資産（土地を除く。）の固定資産税及び都市計画税の2分の1		取得後最初の課税から3年度分
(5) 賃貸オフィスビル等入居奨励金	賃料の2分の1	月額500,000円 （年額による賃貸借契約の場合は、年額6,000,000円）	1回 （1年間分）
(6) 健康企業奨励金		1,000,000円	1回

備考

- この表において「ロボット産業」とは、ロボットの生産に係る産業で、規則で定めるものをいう。
- 第1号から第3号までに掲げる奨励金の上限額は、ロボット産業にあつては、当該上限額に2を乗じて得た額とする。